

ふるさと寄附金事業特別委員会（100条調査委員会）における
「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての
調査に関する中間報告

みやき町議会

議長 平野 達矢 様

令和6年9月20日

ふるさと寄附金事業特別委員会（100条調査委員会）

委員長 宮原宏典



ふるさと寄附金事業特別委員会（100条調査委員会）における「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての調査に関し、現在までの調査の経過について、その概要を報告します。

1. 本委員会設置の経緯等

本件に関連する事案については、令和3年第4回定例会、令和5年第3回定例会の議員発議は賛成少数で否決、令和4年第2回定例会における「ふるさと納税返礼品納入業者等の調査を求める4,027名の請願書」は賛成少数で不採択となっています。

今回、令和6年第1回定例会における「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての調査に関する議員発議は、「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」について、さらなる調査が必要であり、その重要性、権限行使の能率性に鑑み、ふるさと寄附金事業特別委員会に地方自治法第100条第1項の調査権を委任し、

調査を実施させるため、提案するものである。との提案理由が示され、賛成多数で可決され、本委員会に付託されたものです。

今回の発議では、「(1) 平成 29・30 年度のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務執行の適否に関する事項」、「(2) 元副町長が、ふるさと納税返礼品を納入する法人の役員に就任していたことの適否に関する事項」の二つの調査事項が議決されています。

2. 「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての調査概要

本委員会では、議決された二つの事項の適否を明らかにするため、14回の委員会を開催しました。その概要は下記のとおりであります。

第1回 令和6年4月5日

- ① 100条委員会概要説明 委員会運営要領 調査事項詳細説明 記録提出
- ② 助言者の選任について協議した（委員長一任）

第2回 令和6年4月24日

- ① 調査事項詳細説明・問題点洗い出しを行う
- ② 質問事項について協議した
- ③ 調査のための記録等を5月15日までに提出依頼

第3回 令和6年5月15日

- ① 100条調査事項の取り纏め
- ② 助言者（奥田弁護士）紹介

第4回 令和6年5月24日

- ① 助言者（石橋税理士）紹介
- ② 助言者（赤司行政書士）紹介
- ③ 行政文書、財務文書（随意契約・納入業者選定・返礼品・返礼率資料要求）

第5回 令和6年6月4日

- ① 記録提出要求する事業者を選定し、提出の締め切りを6月26日とする

第6回 令和6年7月10日

- ① 助言者（弁護士）から記録提出に関する助言を受ける

第7回 令和6年7月17日

- ① 記録提出の件について、助言者（弁護士）の指導を受け法人への再提出要請を行う

第8回 令和6年7月24日

- ① 記録調査 法的助言者3名出席 執行部担当課から調査書類の説明を受ける
- ② 行政資料の調査を行う

第9回 令和6年7月31日

- ① 記録提出期限までに提出しない法人への対応を協議した
- ② 記録を提出しない町内法人は地方自治法第100条第3項の規定により罰せられる事の、その対応を協議した

第10回 令和6年8月9日

- ① 記録を提出しない町内法人について、法的助言者の意見を聞いて、再度の書類提出要求をすることとした

第11回 令和6年8月22日

- ① ふるさと納税事務に関し、地方自治法との関係を町に問い合わせることとした
- ② 中間報告の内容について協議した

第12回 令和6年9月4日

- ① 再度の記録提出要求を行ったにもかかわらず、資料を提出しない法人に対する、地方自治法第100条第9項に規定する議会の告発についての協議した

第13回 令和6年9月12日

- ① 再度の記録提出に電話で提出しない旨の連絡ありと事務局より報告、委員会として協議電話でなく正式な文章回答を再度の記録提出をお願いする

第14回 令和6年9月17日

- ① ふるさと寄付金事業特別委員会100条委員会調査中間報告のまとめを行う

3. 調査に関する中間報告

(1) 平成 29・30 年度のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務執行の適否に関する事項

(ア) 地方公共団体の調達に係る地方自治法等法令等からの逸脱

地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならないとされています。

そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあります。

このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められています。

地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の理由がある場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められています。またみやき町財務規則では、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定められています。

ふるさと納税に係る行政・財務関係文書について継続して精査中ですが、文書の不存在、または法令を遵守されていない事案を数多く認めています。

当委員会は、「ふるさと寄附金返礼品事業」に関する問題は、返礼品に係る契約の方法、契約の相手方の決定等、一連の契約行為が法令に違反していないか強い疑念を抱いております。

みやき町のふるさと寄附金返礼事業形態は町と各返礼事業者との契約に基づくものであり、当該契約については地方自治法及び地方自治法施行令並びにみやき町財務規則等に基づき財務処理することが求められると考えます。

つまり、地方自治法で規定された契約に関する重要要素（仕様書の作成・予定価格の決定・契約の方法、契約の相手方・契約金額の決定・契約書の作成、契約保証金等）に関する行政手続きが求められるはずです。

しかし、存在すべき書類の不存在と実施されなければならない行政手続きが法令を逸脱している事実があります。

さらに、今回調査対象となっている契約は、随意契約の相手方として法令が許容した特別な生産者でもなく、また、当該事業に特別に精通しているわけでも、実績のある事業者でもない者でありながら、そのほとんどが一社随意契約となっています。返礼品の単価が100万円を超えるような高級な返礼品も同様の取扱いがなされました。

以上のことから、本件に係る一連の契約事務においては、地方自治法等法令等の規定に基づく手続きが行われておらず、法令に違反した契約である可能性が極めて高いと思われます。

(イ) 国の再三の指導を無視し、ふるさと納税の不指定を受けた

ふるさと納税は平成27年度の制度改正を経て、寄附額が大きく伸び、各自治体間での寄附金獲得競争も過熱し、全国で平成29年度3,653億円、平成30年度5,127億円となりました。みやき町も平成29年度72億円、平成30年度168億円と多額の寄附を集めています。このような状況を受け、国は平成29年度からこの過熱した返礼品競争に歯止めをかけるために、金券や旅行券など換金性の高い返礼品の取扱い停止、寄附に対する返礼品の割合を3割以下にする事、地場産品以外の返礼品取扱いの良識ある対応などの通知や要請を再三にわたり行いました。

しかしながら、国の要請等を無視して寄附獲得に走った自治体が多くあったことから、国は令和元年6月に法律を改正し、国の要請等を無視して寄附獲得に走った自治体にペナルティーを課すという策を取り、みやき町は令和元年度から1年4カ月にわたり、ふるさと納税の指定から除外されました。このことはマスコミ

にも大きく取り上げられました。

当時の国の基準は法令ではなく、通知や要請に基づくもので、法律違反ではありませんが、町の品位をおとしめたことは間違ひありません。

(ウ) 前述のように、地方自治法等の法令からの逸脱、国の指導を無視した取扱いなど、当時の事務執行は非常に不可解なものがあり、今後さらなる調査を行う必要があると認識している所であります。

(2) 元副町長が、ふるさと納税返礼品を納入する法人の役員に就任していたことの適否に関する事項

地方自治法の 166 条第 2 項には、「副町長は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができない。」との規定があり、町長は、副町長がこの規定に該当するときは、これを解職しなければならぬとされています。

地方自治法 166 条第 2 項に該当するかは、地方公共団体と条文にある「主として同一の行為をする法人（町に対する取引が当該法人の業務の主要な部分を占め、副町長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる）」の判断が必要であります。

当該法人は会社設立初期に、みやき町のふるさと納税返礼品納入業者となり、4 億円を超える支払いを受けています。設立当初の売り上げとしては異様に多額な売上です。(1) の返礼品納入業者選定事務執行の適否に記載している内容と合わせて、不可解な内容が見受けられます。

当該法人に法人税の確定申告書等の経営内容がわかる記録の提出を求めていませんが、現時点では提出されていません。適否の判断には不可欠な資料なので、本委員会で方策を議論し、真相解明に当たっていきたい。

4. 終わりに

以上、14回開催した特別委員会の中間報告ですが、14回の調査を行っても、いま
だ不可解な部分が多くあります。今後も資料の精査を続けるとともに、関係者への尋
問に精力的に取り組み、特別委員会に付託された事項の全容解明に取り組んでいく所
存です。